

○千曲市いじめ問題対策連絡協議会等条例

令和4年9月22日

条例第18号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 千曲市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第9条）

第3章 千曲市いじめ問題調査対策委員会（第10条—第13条）

第4章 千曲市いじめ問題再調査委員会（第14条—第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、千曲市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 千曲市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定により、千曲市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（任務）

第3条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連絡調整を行うとともに、当該機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進に関し、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議する。

（組織）

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめの防止等に係る行政機関の職員、団体の代表者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 第3章 千曲市いじめ問題調査対策委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定により、千曲市いじめ問題調査対策委員会（以下「調査対策委員会」という。）を置く。

(任務)

第11条 調査対策委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議する。

(1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査研究に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第12条 調査対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会  
が委嘱する。

(準用)

第13条 第5条から第9条までの規定は、調査対策委員会について準用する。この場合  
において、第6条第1項及び第2項、第7条第2項並びに第9条中「協議会」とあるのは、  
「調査対策委員会」と読み替えるものとする。

#### 第4章 千曲市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第14条 法第30条第2項の規定により、千曲市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委  
員会」という。）を置く。

(任務)

第15条 再調査委員会は、法第28条第1項の規定による調査の結果に関し、市長の諮問に  
応じて調査審議する。

(組織)

第16条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、その諮問に係る調査審議が終了したとき、任期も終了するものとする。

(準用)

第17条 第6条から第9条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合にお  
いて、第6条第1項及び第2項、第7条第2項並びに第9条中「協議会」とあるのは「再  
調査委員会」と、同条中「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千曲市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 千曲市特別職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）

3 千曲市特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例（平成15年千曲市条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略